6　当該事業年度において、合併対象財産（第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下同じ。）の全部に、合併（第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下同じ。）により消滅する信用農水産業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。）における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。

(1)　計算書類に含まれる当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の業績の期間

(2)　当該合併に要した支出額及びその科目名

7　当該事業年度において、合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。

(1)　計算書類に含まれる当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の業績の期間

(2)　当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の取得価格及びその内訳

(3)　負ののれん発生益の金額及び発生原因

8　法令等に基づき、又は農林中央金庫及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

9　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

10　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

別紙様式第十号第2の5中「（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書」を「　　年度（　　年　　月　　日から　　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書」に改める。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の農林中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）第百十三条に規定する説明書類の記載事項は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

3　新規則別紙様式第十号は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

告　示

○内閣府告示第十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第二十七号の規定に基づき、内閣府関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

第一条　地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。）が指定する構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。）において、公道における搭乗型移動支援ロボットの使用に関する実験を実施する必要があると認めて法第四条第八項の規定による変更の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件（平成二十一年内閣府告示第三号）の適用については、同告示中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

ホイール・キャリヤ	一　ホイール・キャリヤ 二　地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。）が、その設定する構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。）において、公道における搭乗型移動支援ロボットの使用に関する実験を実施する必要があると認めて法第四条第八項の規定による変更の認定（法第六条第一項の認定をいう。）を申請し、その認定を受けた構造改革特別区域計画（法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画をいう。）に係る実験において使用される自動車（車体の大きさが長さおおむね百五十センチメートル、幅おおむね七十センチメートルを超えないものに限る。以下この号及び次号において「特定自動車」という。）のうち、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車に該当するもの以外のものであって、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。次号において「保安基準」という。）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。次号において「細目告示」という。）の規定のうち、次に掲げる規定に適合しないもの イ　昼間に限り運転する特定自動車にあっては、国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示（平成十七年国土交通省告示第千四百七十九号）第三条の規定により読み替えて適用される道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号。ロ及びハにおいて「基準緩和告示」という。）第一条第五号に規定する規定 ロ　二輪の特定自動車にあっては、基準緩和告示第一条第六号に規定する規定 ハ　イ及びロに掲げる特定自動車以外のものにあっては、基準緩和告示第一条第四号に規定する規定 三　特定自動車のうち、前号に規定する原動機付自転車に該当するものであって、保安基準及び細目告示のうち、次に掲げる規定に適合しないもの イ　昼間に限り運転する特定自動車にあっては、国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める省令（平成十七年国土交通省令第百号）第一条の規定により読み替えて適用される道路運送車両の保安基準第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成二十三年国土交通省告示第二百九十六号。ロにおいて「原動機付自転車に係る基準緩和告示」という。）第三号に規定する規定 ロ　イに掲げる特定自動車以外のものにあっては、原動機付自転車に係る基準緩和告示第一号及び第二号に規定する規定

（事業）

第二条　法別表第二十七号の主務省令で定める事業のうち、内閣府告示で定めるものは、別表に掲げる事業とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）

関係条項	事業の名称
第一条	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　四〇八円（本体　三九〇円）　（配送料別）